

令和元年台風第19号検証報告

令和2年2月

伊勢崎市

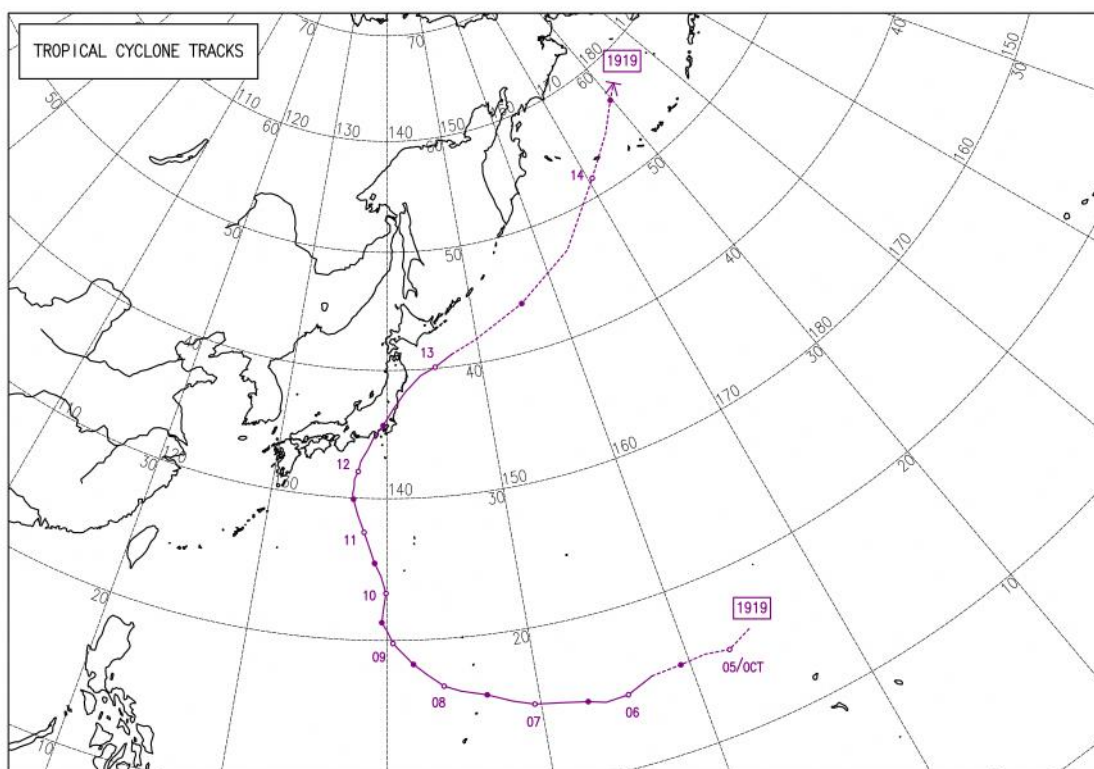
目 次

1 台風第19号の概況	1
2 気象警報等の発令状況	3
3 対応及び経過	4
4 河川水位の状況	7
5 避難者の状況	8
6 避難情報発令対象行政区及び避難率	9
7 被害状況	10
8 課題及び改善点	11
9 頂いた意見への対応	14
10 今後の対応	16

1 台風第19号の概況（令和元年10月12日～13日）

10月6日に南鳥島近海で発生した台風第19号は、マリアナ諸島を西に進みながら、7日には大型で猛烈な台風となった。小笠原近海を北北西に進み、12日には北よりに進路を変え日本の南を北上した。12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通り、13日未明に東北地方の東海上に抜けた。

群馬県では、12日20時12分、大雨特別警報が発表され、13日未明まで広い範囲で雷を伴った猛烈な雨や非常に激しい雨が降った。伊勢崎市内では、11日0時から13日0時にかけて、総降水量は、232.5ミリ、最大時間雨量は29ミリ（12日21時38分）となった。



(ウェザーニューズ提供)

群馬県内の期間総降水量、最大1時間降水量
 (10月11日0時から10月14日0時)

観測所名	11日	12日	13日	合計	最大1時間降水量		
	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	月日	時分
伊勢崎	7.0	225.5	0.0	232.5	29.0	10/12	21:38
前橋	14.0	233.5	0.0	247.5	39.5	10/12	21:02
藤原	3.5	156.0	21.0	180.5	27.0	10/12	17:38
みなかみ	6.0	151.0	24.0	181.0	24.0	10/12	17:46
片品	4.5	152.0	0.0	156.5	19.0	10/12	17:51
草津	17.0	250.0	3.0	270.0	31.5	10/12	18:00
沼田	4.0	163.0	5.0	172.0	21.0	10/12	16:31
中之条	15.5	281.0	0.0	296.5	39.5	10/12	16:30
田代	28.0	408.0	6.5	442.5	45.0	10/12	18:16
榛名山	21.5	403.5	0.0	425.0	43.5	10/12	20:21
黒保根	15.0	246.5	0.0	261.5	33.0	10/12	18:00
桐生	10.5	232.0	0.0	242.5	32.5	10/12	17:47
上里見	16.5	241.5	0.0	258.0	34.5	10/12	11:19
西野牧	25.5	471.0	0.0	496.5	43.0	10/12	08:52
藤岡	21.0	347.5	0.0	368.5	44.0	10/12	11:07
館林	3.5	228.0	0.0	231.5	30.5	10/12	21:34
神流	31.5	433.5	0.0	465.0	35.5	10/12	09:49

2 気象警報等の発令状況（市内）

10月11日（金）	午後	8時20分	雷注意報（発表）
10月12日（土）	午前	2時14分	大雨注意報、強風注意報（発表）
	午前	4時21分	洪水注意報（発表）
	午前	7時12分	大雨警報（発表）
			大雨注意報（解除）
	午後	1時15分	洪水警報（発表）
			洪水注意報（解除）
	午後	2時57分	暴風警報（発表）
			強風注意報（解除）
10月13日（日）	午前	2時03分	強風注意報、大雨注意報（発表）
			雷注意報、大雨警報、暴風警報（解除）
	午前	5時15分	洪水注意報（発表）
			強風注意報、洪水警報（解除）
	午前	11時25分	洪水注意報（解除）
	午後	4時52分	大雨注意報（解除）

（気象庁発表）

3 対応及び経過

日 時		対 応 内 容 等	備 考
10月10日 (木)	11:15	自主避難所開設判断	10/12(土)8:30~
10月11日 (金)	10:00	風水害対応職員による土のう追加作成 (10:00~17:00)	道路維持課分室
	11:18	いせさき情報メール「自主避難所の開設について」 配信(開設日時 10月12日 8:30、10箇所)	
	13:10	職員連絡メール「連絡の取れる態勢の確保」配信	避難所担当職員
	13:49	職員連絡メール「台風19号に伴う被害状況調査 について」配信	行政区内担当職員
	15:00	災害警戒本部設置	
	16:10	いせさき情報メール「災害警戒本部の設置」配信	
	16:53	いせさき情報メール「台風19号の接近に伴う注意 について」配信	
10月12日 (土)	7:12	大雨警報 発表	
	8:00	境防災行政無線「自主避難所開設について」事前 放送	
	8:15	赤堀防災行政無線「自主避難所開設について」事 前放送	
	8:30	自主避難所開設(10箇所)	
	9:00	風水害対応職員による土のう追加作成 (4名体制:9:00~13:00)	道路維持課分室
	9:00	消防職員リエゾンのため登庁(翌日1:00頃退庁)	
	11:30	コールセンター開設の準備のため職員招集	職員10名
	13:00	風水害対応職員による土のう追加作成 (4名体制:13:00~17:00)	道路維持課分室
	13:00	コールセンター開設	
	13:15	洪水警報 発表	
	14:18	利根上河川事務所長から八斗島水位観測所が避 難判断水位に達する(20:00)との情報提供あり	※高齢者等避難 開始を判断
	14:18	避難所開設へ向けて連絡開始	避難所担当職員
14:40	東電社員リエゾンのため登庁(翌日11:00頃退庁)		

	14:57	暴風警報 発表	
	15:20	利根上河川事務所から八斗島水位観測所が氾濫危険水位に達する(24:00)との情報提供あり → 避難勧告発令に切り替え	※避難勧告を判断
	15:30	警察職員リエゾンのため登庁→(翌日 1:15 頃退庁)	
	16:15	災害対策本部設置	
	16:15	避難勧告発令 ① (避難所:豊受公、リサイクル、茂呂小、広瀬小、名和小、坂東小、豊受小、境剛志小、旧島小、境東小)	
	17:00	広報車による「避難勧告①」広報活動	市、消防、警察
	18:18	境防災行政無線放送「避難勧告①」	
	18:25	開設避難所の追加(境文化センター)	
	18:25	いせさき情報メール「開設避難所の追加」配信	
	18:57	開設避難所の追加(第二中学校)	
	18:57	いせさき情報メール「開設避難所の追加」配信	
	20:20	伊土木事務所の水位情報伝達(FAX)により、上福島水位観測所の水位が避難判断水位を超えた情報を得る	※高齢者等避難開始を判断
	20:30	伊土木事務所長より、上福島水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えると情報提供がある → 避難勧告発令に切り替え	※避難勧告を判断
	20:30	避難所開設へ向けて連絡開始	避難所担当職員
	21:23	1号動員(課長)体制	
	21:23	職員連絡メール「1号動員(課長)」配信	
	22:07	避難勧告発令 ② (避難所:北公、三郷公、宮郷公、北小、北二小、南小、三郷小、宮郷小、宮二小)	
	22:08	広報車による「避難勧告②」広報活動	消防
	23:10	境防災行政無線放送「避難勧告②」	
10月13日 (日)	0:38	コールセンター閉鎖	
	7:00	避難勧告の解除	
	7:00	いせさき情報メール「避難勧告の解除について」配信	

8:23	境防災行政無線放送「避難勧告の解除」	
8:30	避難所の閉鎖	自主避難所含む
8:30	いせさき情報メール「避難所の閉鎖について」配信	自主避難所含む
13:37	職員連絡メール「避難所片付け依頼」配信	風水害対応職員
14:30	災害対策本部廃止	
14:30	いせさき情報メール「災害対策本部の廃止」配信	

4 河川水位の状況

河川名 (観測所)	最高水位	観測日時	水防団待 機水位	はん濫注 意水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
利根川 (八斗島)	4.11m	10/12 23:30	0.80m	1.90m	3.90m	4.80m (計画高 5.25m)
利根川 (上福島)	8.41m	10/12 22:50	2.50m	3.70m	3.70m	5.24m (計画高 8.88m)
広瀬川 (三光)	2.53m	10/12 22:40	2.00m	2.50m	2.80m	3.82m
広瀬川 (下武士)	4.07m	10/12 22:50	3.00m	4.00m	6.00m	6.65m
粕川 (八幡)	3.00m	10/12 22:10	2.00m	3.10m	3.90m	4.39m
葦川 (堀口)	1.35m	10/12 21:40	1.10m	1.40m	1.70m	2.20m
葦川 (松原橋)	2.76m	10/12 22:10	2.10m	2.80m	3.30m	3.87m
荒砥川 (下増田)	2.40m	10/12 22:00	2.20m	2.60m	3.10m	3.62m
烏川 (岩鼻)	4.19m	10/12 22:30	1.00m	3.30m	4.10m	4.60m
神流川 (若泉)	4.96m	10/12 22:00	2.00m	3.00m	6.70m	7.00m

5 避難者の状況

- ・開設避難所数 26箇所（自主避難所5、指定避難所21）
- ・避難者数 4,974人

避難所	避難者数	備考
市役所東館市民ホール	453	自主避難所
緋の郷	88	自主避難所
赤堀支所	23	自主避難所
あずま支所	31	自主避難所
境支所	197	自主避難所
リサイクルセンター21	273	自主避難所→指定避難所【勧告①】
豊受公民館	127	自主避難所→指定避難所【勧告①】
北公民館	26	自主避難所→指定避難所【勧告②】
三郷公民館	30	自主避難所→指定避難所【勧告②】
宮郷公民館	90	自主避難所→指定避難所【勧告②】
茂呂小学校	337	指定避難所【勧告①】
ひろせ小学校	700	指定避難所【勧告①】
名和小学校	320	指定避難所【勧告①】
坂東小学校	650	指定避難所【勧告①】
豊受小学校	545	指定避難所【勧告①】
境剛志小学校	206	指定避難所【勧告①】
旧境島小学校	38	指定避難所【勧告①】
境東小学校	262	指定避難所【勧告①】
境総合文化センター	384	指定避難所【勧告①】追加
第二中学校	70	指定避難所【勧告①】追加
北小学校	17	指定避難所【勧告②】
北第二小学校	0	指定避難所【勧告②】
南小学校	4	指定避難所【勧告②】
三郷小学校	5	指定避難所【勧告②】
宮郷小学校	30	指定避難所【勧告②】
宮郷第二小学校	68	指定避難所【勧告②】
合計	4,974	

6 避難情報発令対象行政区及び避難率

対象世帯数	対象人口	避難者数	避難率（対人口）
37,074世帯	86,418人	4,974人	5.76%

（内訳）

避難勧告①

行政区	世帯数	人口	行政区	世帯数	人口
美茂呂町	776	1,885	富塚町	1,495	3,486
ひろせ町	402	961	下道寺町	277	748
茂呂南町	397	976	馬見塚町	1,461	3,381
新栄町	1,186	2,735	長沼町	1,298	2,925
阿弥大寺	84	216	上蓮町	285	698
今井町	606	1,392	下蓮町	262	656
山王町	2,122	4,822	国領町	39	102
堀口町	537	1,321	飯島町	48	98
中町	411	964	境下武士	1,101	2,732
柴町	747	1,801	境小此木	225	568
戸谷塚町	348	745	境島村	494	1,208
福島町	549	1,034	境平塚	172	447
八斗島町	919	1,896	境米岡	379	976
除ヶ町	1,657	3,625	境栄	575	1,349
大正寺町	300	725	境女塚	911	2,153

避難勧告②

行政区	世帯数	人口	行政区	世帯数	人口
若葉町	339	750	田中町	336	819
太田町	1,875	4,234	東上之宮町	380	898
稻荷町	591	1,423	宮古町	135	314
宮子町	3,053	6,539	韭塚町	1,229	2,994

連取本町	2 4 1	5 8 9	羽黒町	1, 0 1 1	2, 1 9 5
連取元町	5 3 8	1, 2 3 8	境保泉	4 6 1	1, 1 8 4
連取町	4, 5 1 9	1 0, 5 3 7	境保泉一丁目	4 7 4	1, 4 5 5
田中島町	1, 8 2 9	4, 6 2 4			

(住民基本台帳 令和元年10月1日より)

7 被害状況

(1) 住家人的等被害調査 (令和2年2月17日現在)

① 人の被害 1名 (軽症)

② 物の被害

被害区分					世帯数	人数
全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水		
0	0	1 3	3	1 3	2 9	7 4

(2) 道路被害状況

項目	件数	備考
道路冠水	2 4 件	伊勢崎地区 9、赤堀地区 2 東地区 5、境地区 8、

8 課題及び改善点

項目	課題	改善点
避難所関係	学校校舎の開放が遅れて混乱した避難所があった	避難所の開設及び運営において、施設管理者と自主防災組織の現地での協力を得てスムーズな受け入れを行います。また、避難所運営マニュアルの見直しに伴い、洪水を想定した実践的な訓練を実施します。
	避難所の運営において、市、自主防災組織、施設管理者の連携が取れていないため混乱した避難所があった	
	避難所の開設・運営に必要な備品類が不足していた	各避難所に予め、必要となる備品類を収める備品ボックスの配置を検討します。
	避難所での受付に時間がかかった	担当職員の増員と受付作業の見直しをするとともに、自主防災組織や避難者から協力者を募り受付を行います。
	河川氾濫等による洪水時において、宮郷公民館及び伊勢崎特別支援学校は、避難所の指定を見直す。	洪水時の想定される浸水深は最大で宮郷公民館は2.8m(利根川)のため、洪水時の指定避難所から除外し、宮郷中学校、宮郷小学校で対応します。また、伊勢崎特別支援学校は0.6m(粕川)のため洪水時の指定避難所から除外し、総合教育センター、児童センターで対応します。
	避難対象地区の指定避難所へ行ったが、避難所が開設されていない	避難該当地域における全ての指定避難所に加え、周辺に至る範囲の指定避難所を開設し、避難者の分散と収容人数の確保を図るとともに、避難所担当職員の増員により対応します。
複数の避難所で避難者が集中したことによる混乱が生じた		
情報発信	避難勧告の情報が届かなかった人がいた	既存の伝達方法の周知を強化し、情報の取得に努めてもらう。また、その他の伝達方法について検討します。
	避難勧告発令時の緊急速報メールの情報が不足していた	緊急速報メール(エリアメール)は文字数制限があり情報が不足してしまった。少ない文字数で必要な情報を伝達するよう改善します。

	市ホームページの更新が遅く、SNSは発信されなかった	情報発信体制の強化を図り、適時ホームページの更新とSNSの発信を行います。
	台風情報や河川の水位情報など避難判断の情報提供ができなかった。	ホームページに防災情報のリンクを張り、情報発信元のサイトへ誘導することで情報提供をします。
	防災行政無線の放送が聞きづらい	防災行政無線は、風雨の強い時は聞こえ難い特性があります。そのため、いせさき情報メール、緊急速報メール、テレビ等のほか、地域コミュニティによる情報伝達の協力をお願いしています。今後も新たな伝達方法を検討していきます。
職員体制	災害対策本部の情報共有が上手くできなかった。	道路冠水や現場対応など状況集約の方法を検討するとともに、災害対策本部の決定事項など含めた情報共有の仕組みを検討します。
	当日の応急業務において、地域防災計画の活動体制による対応が出来ていなかったため、様々な遅延が生じた	刻々と状況が悪化する中、応急業務は一気に増大するため、事前に決められた活動体制に基づき、応急業務を行うことで対応の遅延を防ぎます。
	避難者に対して、避難所担当職員の人数が少なかった	担当職員の増員をし、自主防災組織や施設管理者の協力を得るとともに避難者から協力者を募り対応します。
要支援者等	障害のある家族の方から福祉避難所の開設に関する問合せが多数あった	福祉避難所の開設のタイミングとサポート人員の確保について検討をします。
	避難行動要支援者支援制度に登録したが、避難勧告が発令された際に何も対応が無かった	申請していただいた避難行動要支援者名簿登録申請書兼避難支援プラン個別計画の避難支援者による支援または、自主防災組織を中心とした地域コミュニティなど共助による避難の支援をお願いしております。今後も地域コミュニティによる共助の体制強化について推進します。
その他	避難所開設時の備蓄物資の使用	夜間の風雨が強まる中、備蓄品の配

	<p>や配送で混乱が生じた</p>	<p>送は危険を伴うため、各避難所での応急的な備蓄物資の保管を検討し、併せて、避難の際に備蓄品の携帯や防寒対策などを啓発します。</p>
	<p>被害状況調査後も罹災証明の申請等による被害情報の発見が多数あった</p>	<p>現在は、行政区内担当職員が各行政区長への聴き取り調査により行っていますが、今後は調査回数等方法を検討します。</p>
	<p>ペットを連れての避難希望や問合せが多くあった</p>	<p>ペット受け入れ可能な避難所の開設及びその際の避難ルールを検討します。</p>
	<p>避難勧告の発令方法、避難対象地区及び避難所等の選定を検証による見直しが必要</p>	<p>全体を見直す中で、風水害に対応した避難勧告等の発令方法、避難対象地区及び開設する避難所の選定など見直すとともに、事前周知を行います。</p>

9 頂いた意見への対応について

項目	意見	対応
避難所に関する こと	在住地区以外の避難所への避難を希望	開設しているいずれの避難所にも避難ができます。また、浸水想定区域外への避難を啓発していきます。
	避難所において、台風情報や河川の水位情報など知りたい	避難所施設の放送設備等を活用し、情報発信の強化を図ります。
	赤ちゃんや障害者などの避難を想定した職員の配置を望む	可能な範囲で職員による対応を行いますが、応急業務などの対応もあり職員数に限りがある事から、自主防災組織や避難者から協力者を募り対応します。
情報伝達に関する こと	地域によっては、早めの避難勧告を出してほしい	洪水時では、河川の水位によりその浸水想定区域に対して避難勧告等を発令するため、ある地域だけ先行して発令することはできません。避難に時間のかかる方などが、避難勧告等の発令前に自主的に避難できるよう自主避難所を開設しておりますので、不安のある方は避難してください。
防災倉庫に関する こと	避難所設置の防災倉庫の鍵の所在が不明であった	地域の行政区長代表者と施設管理者へ鍵を預けております。避難所開設時には鍵開けの対応を依頼しております。
	防災倉庫内の備蓄物資の種類と数が分からなかった	防災倉庫内に備蓄物資の種類と数量を示した資料を掲示します。
自主防災組織に関する こと	要支援者の具体的な対応方法を示してほしい。また、早めの避難と移動手段の確保が問題	自主防災組織や民生委員など地域の協力により移送方法等、日ごろから検討しておく必要があります。また、行政区単位で行う災害図上訓練による支援方法の確認や地域で実施する防災訓練に要支援者の参加を促して対応方法を訓練します。
	自主防災組織が弱体化している	防災士の自主防災組織への参加や協力を促し、災害図上訓練などの実

		施により組織全体の強化を図ります。
平時からの 対応	日頃から災害時を想定し判断できるようにしておく。	日頃から総合防災マップを活用し、風水害・地震を想定した避難ルートを確認するとともに、地域で行う各種防災訓練の参加により、防災力の向上を図るよう啓発及び訓練を実施します。
	河川の逆流対策、水門管理の徹底、道路冠水への抜本対策が必要	ご意見を頂いた箇所を所管する国、県、市で情報共有し、管理者に対策を依頼します。
要配慮者施設に関する こと	利用者の避難を考えた場合、移動手段や人員の再検討の必要があった	総合防災マップの浸水想定区域の要配慮者利用施設が作成する避難確保計画を見直していただきます。また、必要に応じて安心安全課まで相談ください。

10 今後の対応

令和元年台風第19号による、本市の避難勧告の発令など応急業務の実施により明らかとなった課題を検証し、今後の防災に万全を期すため以下のような対応が必要となる。

(1) 避難所について

- ・避難所の開設について、避難該当地域における全ての指定避難所に加え、周辺に至る範囲の指定避難所を開設して避難者を受け入れることで、避難者の分散と収容人数の確保を図ります。
- ・避難所の受付については、避難所担当職員の増員と受付作業の見直しを行い、自主防災組織や避難者から協力を得て対応します。
- ・避難所の開設及び運営について、施設管理者と自主防災組織から現場での協力を得る事で、校舎等の開放を行いスムーズな受け入れを行います。また、避難所運営マニュアルの見直しに伴い、避難所運営の関係者による洪水を想定した避難所開設訓練を実施します。
- ・避難所の運営に必要となる備品類について、各避難所に予め必要となる備品類を入れたボックスの配備について検討します。
- ・洪水時の指定避難所の見直しについて、河川の氾濫等により洪水が発生した場合に想定される浸水深が最大で宮郷公民館は2.8m(利根川)、伊勢崎特別支援学校は0.6m(粕川)となる事から、洪水時の指定避難所から除外して宮郷公民館は、宮郷中学校及び宮郷小学校により対応し、伊勢崎特別支援学校は、総合教育センター及び児童センターによる対応へ変更手続きを行います。
- ・避難については、洪水時の場合は、浸水想定区域以外の開設した避難所又は地域へ避難してください。ただし、開設している避難所のいずれにも避難することができます。なお、避難所までの移動に危険が生じる場合は、自宅や近隣の頑丈な建物の高い階への垂直避難を行ってください。
- ・避難所でのサポートについて、赤ちゃんや障害をお持ちの方など配慮が必要な方へのスペース的な配慮については、施設の実情に応じて確保に努めます。また、サポートする人員については、可能な範囲で職員による対応を行います。また、応急業務の対応などもあり職員数に限りがある事から、自主防災組織や避難者から協力者を募り対応します。
- ・ペット同伴の避難について、ペット受け入れ可能な避難施設及びその際の避難ルールを検討します。

(2) 情報発信について

- ・ 緊急速報メール（エリアメール）での避難に関する情報伝達は、文字数制限（200文字）があるため1度に送信できる情報が不足してしまう。そのため、少ない文字数で避難情報が伝達できるよう内容を工夫して発信します。また、いせさき情報メールは文字数制限が無く、1度に全ての避難情報を発信できることから、今後も登録について啓発します。
- ・ 避難勧告等の情報伝達手段については、以下のとおり複数手段により行っており、台風接近時など災害の恐れがある場合は、自ら情報の取得に努めてもらいます。
 - ア いせさき情報メール
 - イ 緊急速報メール（エリアメール）
 - ウ 防災行政無線（同報系） ※赤堀地区、境地区
 - エ 広報車（市・消防・警察）
 - オ テレビ・ラジオ
 - カ 市ホームページ
 - キ ツイッター・フェイスブック（SNS）
 - ク 自主防災組織などコミュニティによる伝達
- ・ 防災行政無線（同報系）は、風雨の強い時は聞こえ難い特性があるため、その他に行っている避難勧告等の情報伝達手段の周知強化を図るとともに、新たな伝達手段についても検討し、全ての市民の皆様が避難に関する情報が伝達できるよう努めます。
- ・ 災害時において、市ホームページ、ツイッター及びフェイスブックによる台風情報や河川の水位情報を適時提供するため、組織的に情報提供体制の強化を図って対応します。
- ・ 防災行政無線（同報系）は、今回頂いた意見をはじめ、以前から聞き取り難いのご指摘を頂いていることから、運用出来得る限り有効に活用し、その後については、費用対効果を考慮した防災行政無線（同報系）に代わる強風雨時でも伝達できる手段への切り替えを検討します。

(3) 防災倉庫について

- ・ 防災倉庫のカギについて、事前に行政区長の代表者と施設管理者へ預けております。今後は、防災倉庫が設置される指定避難所においては、その避難所担当職員に対してもカギを預けて対応できるようにします。
- ・ 防災倉庫内の備蓄物資について、倉庫内に一覧を掲示して種類と数量が把握できるようにします。
- ・ 避難所開設時での備蓄物資の配送では、夜間での強風雨の中では危険を伴うこともあ

り、各避難所に応急的な物資の保管を検討します。また、避難者に対しても避難時に各自で備蓄品の携帯や防寒対策などの必要性について啓発をしていきます。

(4) 職員体制について

- ・災害対策本部の情報収集について、道路冠水や現場対応などの状況集約の方法を検討します。
- ・災害対策本部の意思決定事項の情報共有の仕組みについて検討します。
- ・応急業務の体制について、地域防災計画に基づく活動体制により業務を行います。
- ・避難所担当職員について、増員をするとともに、避難所の運営に当たっては施設管理者の協力を得て運営にあたります。

(5) 自主防災組織について

- ・避難行動要支援者の避難支援について、自主防災組織を中心に民生・児童委員や防災関係団体などの協力のもと、日頃から避難支援の方法を検討しておき、行政区単位で行う災害図上訓練により支援方法の確認や地域で実施する防災訓練に要支援者の参加を促し、実際の訓練により確認をしていただきます。
- ・自主防災組織の強化については、地元の防災士の方の組織への参加や協力を促し、地域における防災アドバイスや必要に応じて災害図上訓練の実施等により、組織の活性化と組織全体の強化を図ります。

(6) 要支援者等について

- ・福祉避難所の開設のタイミング及びサポートする人員の確保について検討します。また、サポートについて避難家族等へ協力をお願いします。
- ・避難行動要支援者の避難については、避難支援プラン個別計画の避難支援者による支援の他、地元の自主防災組織を中心とした地域コミュニティなどの共助による避難支援をお願いしています。今後も共助の体制強化について推進します。
- ・避難行動要支援者におかれましては、避難支援プラン個別計画の避難支援者や地元の自主防災組織や民生・児童委員の方たちと日頃のコミュニケーションの中で避難方法等の確認をして頂くようお願いいたします。

(7) その他について

- ・洪水時の避難勧告等の発令方法、避難対象地区及び開設する指定避難所の選定を見直

すとともに、事前に周知を行います。

- 日頃から災害を想定した適切な避難判断ができるよう、総合防災マップを活用して予め風水害や地震を想定した避難ルートの確認を行う事を啓発するとともに、地域で行う各種防災訓練への参加を促します。